特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	高齢者の福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、高齢者の福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の福祉に関する事務
②事務の概要	天草市では、高齢福祉法に基づき、高齢者の方へ在宅にて自立を促進する居宅サービス事業等を提供します。また、入所サービスとして、養護老人ホームへの入所サービスを提供します。 ①各サービス（事業）の申請時の受付・審査・決定通知書発行 ②年齢到達等に伴う各事業に関わる支払い事務 ③養護老人ホーム等の入所事務に関わる決定通知書等発行 ④養護老人ホーム等の措置費請求事務
③システムの名称	1. 高齢者福祉システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1）高齢者施設入退所情報者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表61の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号） ・第32条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） ・第2条の表86、87の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　高齢者支援課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-23-1111　amakusa-kourei@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	副本登録において人手を介在させる作業はない。マイナンバー登録においても基本的には人手を介在させる作業はないが、人手による登録が必要になった際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーの取得を行い、住基ネット照会が必要な場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を担当課に依頼している。他、以下のような対策等を徹底している。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、担当者間で共有する。 ・USBメモリや特定個人情報を含む申請書等の書類は、施錠できる書類棚に保管する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムを利用可能な環境を特定の端末と仮想環境に限定し、端末はICカードとパスワードにより、仮想環境はIDとパスワードにより認証を行っている。端末及び仮想環境から各システムへアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、必要に応じ適宜分析を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	Ⅰ-1-③ システムの名称	1. 高齢者福祉システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 高齢者福祉システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 地域包括支援システム	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項及び別表第一41 ・老人福祉法	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の41の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号） ・第50条	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二　　第61、62号	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第7号　別表第二の61、62の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号） ・第32条、第33条	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ-5-② 所属長	高齢者支援課長　赤﨑むつみ	高齢者支援課長　山上浩一	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の41の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号） ・第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の41の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号） ・第32条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	Ⅰ-5ー②所属長	高齢者支援課長　山上浩一	課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年11月5日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第7号　別表第二の61、62の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号） ・第32条、第33条	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第8号　別表第二の61、62の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号） ・第32条、第33条	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅰ-1-③システムの名称	1. 高齢者福祉システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 地域包括支援システム	1. 高齢者福祉システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー	事後	システム廃止によるもの
令和4年11月9日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅰ-3　法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の41の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号） ・第32条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表61の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号） ・第32条	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和6年11月29日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第8号　別表第二の61、62の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号） ・第32条、第33条	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） ・第2条の表86、87の項	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和6年11月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月29日	Ⅳ-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅳ-8判断の根拠		副本登録において人手を介在させる作業はない。マイナンバー登録においても基本的には人手を介在させる作業はないが、人手による登録が必要になった際は、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーの取得を行い、住基ネット照会が必要な場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を担当課に依頼している。他、以下のような対策等を徹底している。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、担当者間で共有する。 ・USBメモリや特定個人情報を含む申請書等の書類は、施錠できる書類棚に保管する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	Ⅳ-11当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	Ⅳ-11判断の根拠		各システムを利用可能な環境を特定の端末と仮想環境に限定し、端末はICカードとパスワードにより、仮想環境はIDとパスワードにより認証を行っている。端末及び仮想環境から各システムへアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、必要に応じ適宜分析を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	Ⅰ-9.規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和7年8月14日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年8月14日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和8年9月14日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	
令和8年9月14日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	